

村山総合支庁西庁舎の充実と機能強化を求める意見書

県は、4月25日県議会に総合支庁分庁舎の見直し案を説明しました。その内容は、西庁舎の場合、税務課、農村整備課を来年度から廃止し、山形市の本庁舎に統合するものです。

もともと、西庁舎は地方事務所・建設事務所の廃止、総合支庁の設置に伴い、地域振興を図る目的で設置されたものであり、6年前の森林整備課、建築住宅部門の廃止に引き続き、西庁舎の機能が著しく縮小されてしまえば、将来的には県民相談、パスポート、建設、農業普及、福祉などの窓口廃止につながりかねない極めて重大な問題であります。

西庁舎をはじめ、国の出先機関、銀行、企業の各支店が集中してきた寒河江市は、西村山地域全体の地域振興の拠点としての歴史があり、その中心地に置かれた西庁舎が機能縮小することは、市町村と連携して地域振興を図るといふ県の方針に逆行するばかりか、地域経済・文化の衰退、過疎化に拍車をかけるものであります。

つきましては、身近な県政として「県民視点」「現場重視」「対話主義」を掲げ、県民に寄り添ったあったかい行政サービスを確保する立場に立って西庁舎を充実し、機能の強化を図っていただきますようお願いいたします。

記

- 1 総合行政機能を持つ西庁舎の維持・存続すること。
- 2 西庁舎の見直しについては、一律に簡素・効率的な面でのみ捉えることなく、市町村と連携した地域づくりの拠点として充実させ、機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月12日

寒河江市議会議長 高橋勝文

山形県知事 吉村美栄子 殿

山形県議会議長 平弘造 殿